

第5回「セグロウリミバエ対策検討会議」の概要 (令和7年12月25日開催)

本検討会議において、沖縄県及び鹿児島県で確認されているセグロウリミバエについて、今後の防除対策の更なる強化を図るため、検討を行った結果、以下により対応することが妥当とされた。

1. 対策検討会議の設置及び技術検討会の開催について

本虫の防除対策の確立に向け、対策検討会議を設置するとともに技術検討会を開催し、技術的検討の実施とともに、「セグロウリミバエの緊急防除に係る基本方針」並びに沖縄県及び鹿児島県における防除計画を検討・策定。

2. 緊急防除に係る基本方針について

本虫の緊急防除に関して、円滑かつ的確な発生状況の調査及び駆除又はまん延の防止のための措置を行うことを目的とした基本方針を策定（別紙）。

3. 沖縄県における防除計画について

2の基本方針に基づき、沖縄県が策定した防除計画について妥当と判断された。概要は以下のとおり。また、本計画の進捗状況に関して、定期的に技術検討会の中で確認をすることとされた。

（1）発生状況調査

定期的なトラップ調査と寄主植物調査により実施。

（2）防除

不妊虫放飼や寄主植物の除去、殺虫剤の散布等により実施。また、家庭菜園におけるウリ科植物の栽培自粛の要請や県HP等を通じた周知を実施。

（3）移動検査

植物防疫員として、植物防疫官による移動検査への協力。

4. 鹿児島県における初動防除に係る防除計画について

鹿児島県が策定した防除計画について妥当と判断された。概要は以下のとおり。また、本計画の進捗状況に関して、定期的に技術検討会の中で確認をすることとされた。

(1) 発生状況調査

定期的なトラップ調査と寄主植物調査により実施。

(2) 初動防除

寄主植物の除去や誘殺資材の設置、殺虫剤の散布により実施。

(3) 地域住民への周知・協力要請

チラシの配布等による周知とともに、防除対策への協力を要請。

以上

令和7年12月25日

セグロウリミバエの緊急防除に係る基本方針

セグロウリミバエの緊急防除に関して、「セグロウリミバエの緊急防除に関する省令」(令和7年3月14日付け農林水産省令第9号)、「セグロウリミバエの緊急防除に関する告示」(令和7年3月14日付け農林水産省告示第419号)及び「緊急防除協力指示書」(農林水産省令指令7消安第5413号)に基づく、円滑かつ的確な本虫の発生状況の調査及び駆除又はまん延の防止のための措置を行うことを目的とし、以下のとおり基本方針を定める。

1. セグロウリミバエの発生状況の調査

本虫の発生状況の把握や効果的な防除に資するため、トラップを用いた調査を定期的に実施する。本調査により誘殺が確認された地点については、周辺のトラップ増設とともに、ウリ科植物等の寄主果実調査等を実施する。

2. セグロウリミバエの駆除のための措置

本虫の個体数の増加による農作物被害の発生、防除区域外へのまん延を防止するため、駆除対策を実施する。

併せて、令和7年10月に開催した「第3回セグロウリミバエ対策検討会議」において、不妊虫放飼技術の効果検証をしていくことが必要とされたこと等を踏まえ、防除効果に係るデータを収集・検証するとともに、検証結果を活用した技術の高度化を進める。

具体的には、本方針を踏まえた沖縄県における防除計画に基づき、以下の(1)～(3)を実施する。

(1) 不妊虫放飼

沖縄県による本虫の不妊虫放飼については、本虫の根絶に向けての有効な防除技術となり得るものと位置付け、県外へのまん延防止についても十分に配慮した防除計画の中で進める。

また、不妊虫の防除効果に係るデータの収集・検証は、関係機関が連携して進める。

(2) 寄主植物除去等

本虫の寄生果実が確認された地点については、周辺で寄主植物除去及び殺虫剤散布を実施する。

また、ケカラスウリ等の野生寄主植物を含めた不要な寄主植物について、地

域住民等へ除去するよう指導とともに、巡回等により不要な寄主植物が確認された場合は除去を実施する。

(3) 地域住民、生産者等へ以下の遵守について指導を実施

- ・不要な寄主植物の栽培を避ける。
- ・やむを得ず寄主植物を栽培する場合は、本虫が寄生しないよう、栽培中及び保管中の適切な管理等を実施するとともに、収穫後の植物残さ等の除去を徹底する。
- ・万が一、本虫の寄生等が確認された場合、通報及び適切な処理を実施する。

3. セグロウリミバエのまん延の防止のための措置

防除区域外への本虫の人為的なまん延の防止を徹底するため、植物防疫官の検査の結果、本虫が付着しているおそれがないと認められたものでなければ、ウリ科植物等の寄主植物の防除区域外への移動を制限する。

また、万全を期すため、多様化する人とモノの移動の状況を踏まえて、EC サイトや運送業者、観光客等への周知及び防除への協力依頼を実施する。

4. その他

今後の防除対策を円滑に進めるため、沖縄県、地元自治体等の関係機関だけでなく、地域住民、生産者、販売者等の理解・協力が不可欠であるため、協力体制を構築し、周知や関係者への協力要請に努める。

(以上)